

わた SHIGA 輝く 国スポ栗東市輸送・交通実施要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く 国スポ栗東市輸送・交通基本計画」に基づき、わた SHIGA 輝く 国スポ（以下「大会」という。）における輸送・交通業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ栗東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、輸送・交通業務を実施する。

3 輸送・交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員(ボランティア)
- エ 報道関係者、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他実行委員会が必要と認めた者

(2) 実施期間

輸送・交通業務の実施期間は、栗東市において開催される各競技会の公式練習日から競技終了日までとする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、延長することができる。

(3) 業務の範囲

- ア 輸送・交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他関連諸行事の会場等(以下「競技会場等」という。)の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合又は競技の実施に著しく支障がある場合は計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、原則として近距離（おおむね2キロメートル未満をいう。）は行わない。また、一般観覧者を除く輸送対象者（以下「大会参加者」という。）の到着時における宿舎までの計画輸送は行わない。ただし地域の交通事情等を勘案し、必要に応じて計画輸送を実施する。

4 輸送力の確保

(1) 臨時バスの運行等

実行委員会は、必要と認められる場合は、関係機関・団体等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講ずる。

(2) 車両の確保

計画輸送に使用する車両については、借上げバス・タクシー等により行い、関係機関・団体等の協力を得て必要台数を実行委員会が確保する。

(3) 予備車の確保

実行委員会は、大会期間中の緊急時に備えるため、予備車の確保に配慮する。

5 輸送業務の内容

(1) 輸送計画の作成

実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を作成する。

(2) 指定集合地の設定

実行委員会は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体等と協議のうえ、指定集合地を設定する。

(3) 輸送経路の設定

実行委員会は、参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関・団体等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

(4) 輸送案内

実行委員会は、必要に応じ、主要な駅等に案内所を設置し、宿舎及び競技会場等への誘導案内を行う。

(5) 配宿における輸送

実行委員会は、選手・監督及び役員等の広域配宿における輸送を必要に応じて実施する。

(6) 同一競技が2市以上で行われる場合の輸送

同一競技が2市以上の会場地で行われる場合の輸送は、関係会場地実行委員会と協議のうえ、必要に応じて実施する。

(7) 一般観覧者の輸送

ア 一般観覧者の輸送は、公共交通機関の利用を原則とする。

イ 地域の交通事情等を勘案し、関係機関・団体等の協力を得て、シャトルバスの運行など必要な措置を講ずる。

(8) バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置

競技会場、練習会場、集合地内のバス・タクシーの発着場所等については、輸送対象者の利便と安全を図るため、乗降所を設置し、必要に応じて係員を配置する。

6 交通業務の内容

(1) 交通規制

実行委員会は、各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じ、競技会場周辺等における交通規制措置を講ずる。

(2) 案内・誘導

実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者を安全で正確かつ迅速に目的地に誘導するため、必要に応じ、主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

(3) 交通整理

実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者の運行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

(4) 路上駐車防止

実行委員会は、交通渋滞又は交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

(5) 指定駐車場の確保及び開設

実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体等の協力を得て競技会場、練習会場の周辺等に必要な指定駐車場の確保に努める。

(6) 指定駐車場の管理及び運営

実行委員会は、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

(7) 駐車許可証の交付

実行委員会は、利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する人に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを明示することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

(8) 交通環境整備

実行委員会は、大会期間中の環境への負荷の軽減及び交通混雑の緩和のため、大会参加者及び一般観覧者に対し、公共交通機関の利用の推進及びマイカーでの来場自粛を働きかける。

また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車防止及びマイカー利用の自粛協力等の啓発を行う。

(9) 道路機能の保全

実行委員会は、大会関係車両の通行が予想される道路の保全対策及び大会期間中の競技会場等周辺道路における道路工事の抑制等について、関係機関に協力を求める。

7 その他

- (1) リハーサル大会における輸送・交通業務については、必要に応じこの要項に準じて実施し、大会の規模、競技の特殊性に応じて運用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、輸送・交通業務に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和6年2月6日から施行する。